



支援が必要な家庭のために



子どもの発達が気になる



こども発達センター

TEL 04-7187-4640

我孫子市こども発達センターは“子育て”を応援するところです。成長や発達に心配のある子、「ちょっと育てにくいな・・・」と感じる子など、どの子も家庭や地域で健やかに育つよう応援をします。

おさんさんの得意なところ、苦手なところに応じた相談や療育(個別・集団)を行っています。また、相談支援事業所「なの花」、児童発達支援事業所「ひまわり園」、保育所等訪問支援事業所「おひさま」を併設しています。

対象

療育:未就学のお子さん

相談:18歳未満のお子さんを育てている保護者の方

相談申込

予約制のためお電話にてご予約ください。*相談は無料、秘密厳守いたします。

利用時間

月曜日から金曜日 9時から17時(土・日・祝日、年末年始はお休み)

※どんな相談をしてもいいの？

ご家庭でのお子さんへの関わり方や遊ばせ方、発音や運動面についてなど、どんな相談でも大丈夫です！

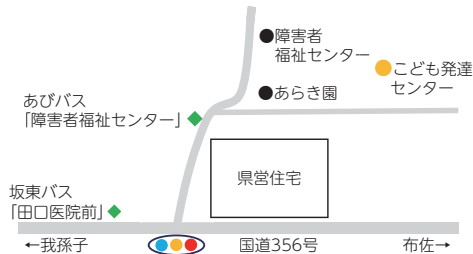
育児やご家庭のことなどの悩みがありましたら、ご相談ください！

※どんな人が相談を受けてくれるの？

心理相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士・社会福祉士など、相談内容に応じて各専門職が相談に応じます。

こども発達センターはみなさんの子育てを応援します！

案内図
新木1637
《交通機関》
 ・JR成田線新木駅より徒歩20分
 ・坂東バス「田口医院前」下車徒歩5分
 ・あびバス「障害者福祉センター」下車徒歩すぐ



支援が必要な家庭のために

子育てセミナー

こども発達センターでは、お子さんの状況を理解することで不安や負担感を軽減し、家庭の中で生かせる療育的視点を学ぶことや、保護者の方が地域で安心して子育てができることを目的として、年に一回子育てセミナーをYouTubeでオンデマンド配信しています。

《今まで配信した内容》

R6年度「スマホとどう付き合う？～令和の子育て」

R7年度「子どもに届く伝え方～ほめる・叱るのアレコレ～」

配信時期、内容については決まり次第市のホームページや広報あびこ、ポスターなどでお知らせします。



発達に支援が必要な子どもが利用できる福祉サービス(通所系)

児童発達支援	未就学の児童に対して、施設において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うもの。
放課後等 デイサービス	就学している児童に対して、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うもの。
保育所等訪問支援	発達支援を行う施設の職員が、幼稚園、保育所、学校などに訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うもの。

手当など

特別児童扶養手当

重度または中度の障害があるため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の在宅児童(施設入所している児童は除く)を養育している方に支給されます。

障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする重度の障害がある在宅児童(施設入所している児童は除く)に支給されます。

我孫子市福祉手当(心身障害児)

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1以上、精神保健福祉手帳2級以上で18歳未満の障害のある在宅児童(施設入所している児童は除く)に支給されます。ただし、障害児福祉手当受給者は支給されません。

自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある18歳未満の児童で比較的短期間の治療(主として手術)で障害が改善される場合、医療費の一部を公費で負担し、自己負担を保険診療分の一割に軽減します。

自立支援医療(精神通院)

精神疾患(てんかんを含む)の治療を受けている児童の場合、外来で保険診療を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担を保険診療分の一割に軽減します。

支援が必要な家庭のために

手の発達 ~道具操作の視点で

スプーンにすくえる量の目安はスプーンの1/2~2/3位

握り持ち
(手掌回内握り)

下持ち
(手掌回外握り)

指で持つ
(手指回内握り)

指で持つ
(手指回内握り)



ポイント 手首の使い方・力のコントロール

大事なこと お子さんの運動面、手先の操作、口の運動などの発達に合わせて食事内容も食具もお皿も提供していく

市内在住の0歳から18歳までの発達に支援が必要な子どもと保護者を対象に、「ライフサポートファイル」を配布しています。お子さんの大切な情報をつづったり、保育・教育機関や療育・相談機関、病院などで受け取った記録をとじこむことができます。

配布場所：こども発達センター・教育相談センター

ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭への支援

問 子ども支援課 手当係 TEL 04-7185-1111 内線849・850

ひとり親家庭等でお子さんを抱えての生活の不安や悩み、ひとり親世帯等が利用できる制度について、専門のスタッフが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子世帯の母・父や母・父に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※所得制限があります。詳細は、ホームページ又は担当課にお問い合わせください。

ケースワーカー、母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、離婚前・離婚後の相談、就労に関する相談に応じています。必要に応じ、専門機関へのご紹介等も行っています。

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭や父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親と子どもを対象に、保険医療費の自己負担額分を助成しています。

※所得制限があります。利用前に登録申請が必要です。

支援が必要な家庭のために



ハローワーク松戸・マザーズコーナー

子育てをしながら就職を目指すママ&パパの仕事探し、就職活動を応援します。ベビーベットや絵本・おもちゃコーナーを設置し、子どもを連れてでも来所しやすくなりました。求人情報の提供・職業相談・職業紹介。保育施設や子育てサービスの情報提供も行っています。担当者制によるきめこまかいサポート(希望者のみ)、スキルアップのための職業訓練の紹介、その他再就職にあたっての気がかりなこと、心配なことなどの相談など

- 開設時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 場 所：松戸市松戸1307の1 松戸ビル3階
- 電 話：047-367-8609(代表)



制度・助成・手当

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

問 子ども相談課 TEL 04-7185-1172

健全な言語及び社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児の補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

問 千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター) 地域保健課 TEL 047-361-2138

認定されると小児慢性特定疾病(厚生労働大臣が定める疾病)に係る医療費の一部を助成します。

特定疾病療養者援助金

問 障害者支援課 TEL 04-7185-1111

千葉県特定医療費(指定難病)受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を千葉県から受け、当該年度の基準日(1月1日)に、受給資格を満たしている方へ援助金を支給します。

※所得制限があります。

※千葉県特定医療費(指定難病)受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証の申請及び相談は、千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター)で行います。

住まいの応援 問 建築住宅課 住宅政策係 TEL 04-7185-1111 内線 601

住宅リフォーム補助

40歳未満がリフォーム補助金を利用する場合、市内持家以外からの転居に伴うリフォームまたは市外からの転入に伴うリフォームは、補助率及び上限額の優遇があります。

フラット35地域連携型

満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子がいる者が、リフォーム補助金を利用し、かつ住宅金融支援機構が提供するフラット35を利用する場合、フラット35の借入金利を一定期間引き下げることができます。

空き家バンク制度

市内の売り物件・貸し物件を空き家バンク制度で紹介しています。物件を売りたい・貸したい場合も、空き家バンク制度に掲載することができます。